

二 行橋市公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき設置される行政委員会で、3人の委員により構成されています。この委員会は、地方公務員の労働基本権の一部が制約されている代償として、市に対して中立的な立場で、職員の身分上及び経済上の利益と公正な人事権の行使を保障するために設けられています。委員会から行橋市長に対し、令和3年度の業務の状況が報告されましたのでお知らせします。

1 勤務条件に関する措置の要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市が適切な措置を講ずるよう要求することができます。

2 不利益処分に関する審査請求

職員は、懲戒その他の意に反する不利益な処分に関し、公平委員会に対して、審査請求をすることができます。

3 職員からの苦情の処理

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等の人事管理全般について、上記の措置要求や審査請求をするまでに至らないような事案に関し、公平委員会に対して、苦情の申出又は相談をすることができます。

令和3年度の措置要求、審査請求、苦情の状況は次のとおりです。

区 分		継続件数 A	今年度受理件数 B	左記案件（A+B）に対する処理状況	
				処理件数	継続件数
措置要求	給 与	—	0	—	—
	勤務時間、休暇	—	0	—	—
	その他の勤務条件	—	0	—	—
審査請求	分限処分	—	0	—	—
	懲戒処分	—	0	—	—
	転 任	—	0	—	—
	その他	—	0	—	—
人事管理に関する苦情 （上記以外）		—	0	—	—